

群馬計理ニュース

前橋市広瀬町1丁目14番地19



株式会社 群馬計理

TEL 027-261-3787 FAX 027-261-3789

URL <http://www9.plala.or.jp/gunmakeiri/>

E-mail gunmakeiri@sky.plala.or.jp



ニホンザル

(撮影 直井 一幸)

株式会社 群馬計理

経営理念

私たちは、社会正義を貫き、平和で健康な社会を作ることをめざし総合的・専門的な経営支援業務を通じて中小企業の経営を守り、発展させ、地域社会の繁栄に貢献することで、自らの生きがい働きの実現します。

基本方針

1. 納税者の権利を守り、経営の発展につくします。
2. 働きがいのある会社づくりをめざします。
3. 努力を常とし、お客様と共に成長します。

★12月の税務★

10月決算・・・法人税・消費税
4月決算・・・法人税予定納税
消費税予定納税
1・7月決算・・・消費税予定納税

★ミニミニ金利情報★

■金利情報■

基準割引率及び基準貸付利率 0.30
短期プライムレート 1.475
長期プライムレート 1.00
政府系金融機関基準利率 1.11～2.80
(11/17 現在 年、% DDK だより)

令和 2 年度税制改正

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税法上の措置

1 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合に、中小企業経営強化税制の適用を受けることができるようになりました。(令和 2 年 5 月より)

【中小企業経営強化税制】(法・措法 42 条の 12④、所・措法 10 条 5③)

類型	生産性向上設備 A 類型	収益力強化設備 B 類型	デジタル化設備 C 類型
要件	経営力向上計画の認定 生産性が旧年度比年平均 1%以上向上する設備	経営力向上計画の認定 投資収益率が年平均 5%以 上の設備	経営力向上計画の認定 遠隔操作、可視化、自動制 御化のいずれかを可能にす る設備
対象設備	機械装置(160 万円以上) 測定工具及び検査工具(30 万円以上) 器具備品(30 万円以上) 建物付属設備(60 万円以上) ソフトウェア(70 万円以上)	機械装置(160 万円以上) 工具(30 万円以上) 器具備品(30 万円以上) 建物付属設備(60 万円以上) ソフトウェア(70 万円以上)	機械装置(160 万円以上) 工具(30 万円以上) 器具備品(30 万円以上) 建物付属設備(60 万円以上) ソフトウェア(70 万円以上)
確認者	工業会等 工業会証明書の取得	経済産業局 投資計画の認定	経済産業局 投資計画の認定
指定事業	中小企業投資促進税制又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制における指 定事業		
その他 要件	生産等設備を構成するものであること(事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る 建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません)。国内への投資であるこ と。中古資産・貸付資産でないこと等。		
税制措置	即時償却又は税額控除 10% (資本金 3 千万円超 1 億円以下の法人は 7%)		

○ 適用対象者

青色申告を提出する中小企業者等

「中小企業者等」

- 資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人
- 資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
- 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人
※ただし、性風俗関連特殊営業を営む場合は除く
※大企業の子会社等は対象外となります

○ 適用期限

※令和 3 年 3 月 31 日までに事業に供した設備に適用

2 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 固定資産税及び都市計画税の軽減措置

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により以下の要件を満たす中小企業者等を対象に、令和3年度課税の1年分に限り、以下の割合を軽減する措置が講じられます。

(1) 軽減割合の一覧表

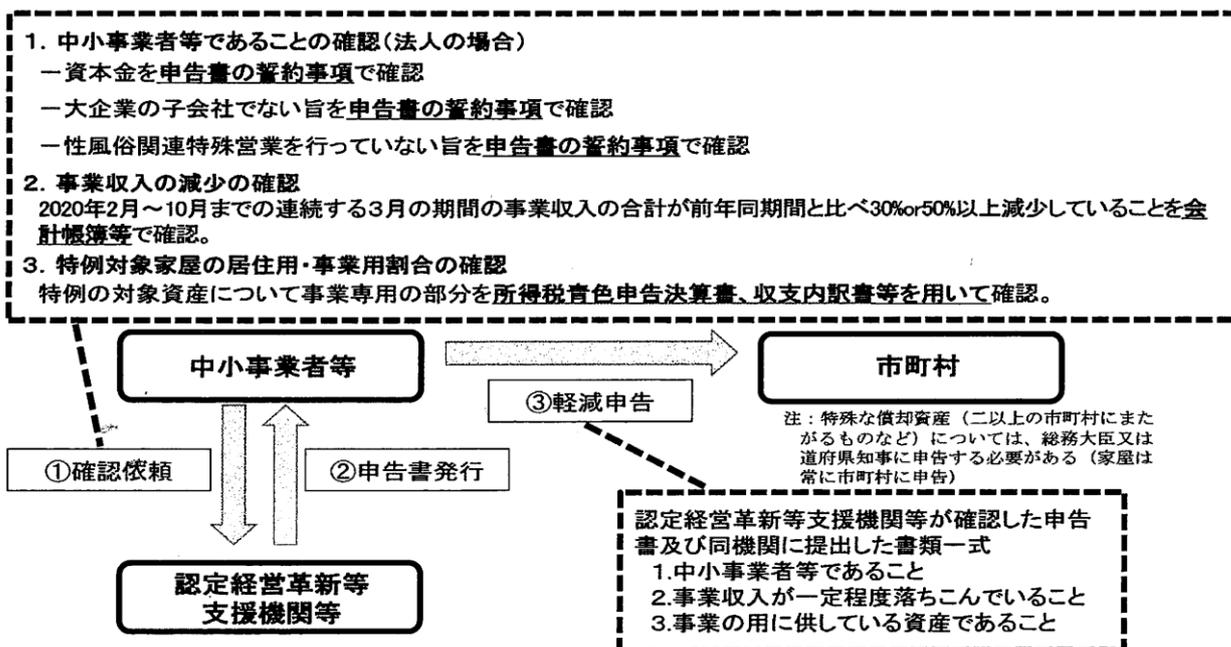
令和2年2月から10月までの、任意の連続する3か月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
50%以上	全額
30%以上 50%未満	2分の1

(2) 軽減の対象

所有する事業用家屋及び償却資産

(3) 申告の流れ

認定経営革新等支援機関等（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士（**当社は税理士清水担当**）、公認会計士、商工会議所など））の確認を受けてから、申告期限内に各市町村の資産税務課に申告した者に適用されます。



(4) 申告期限

令和3年1月4日～令和3年2月1日

(5) 提出書類

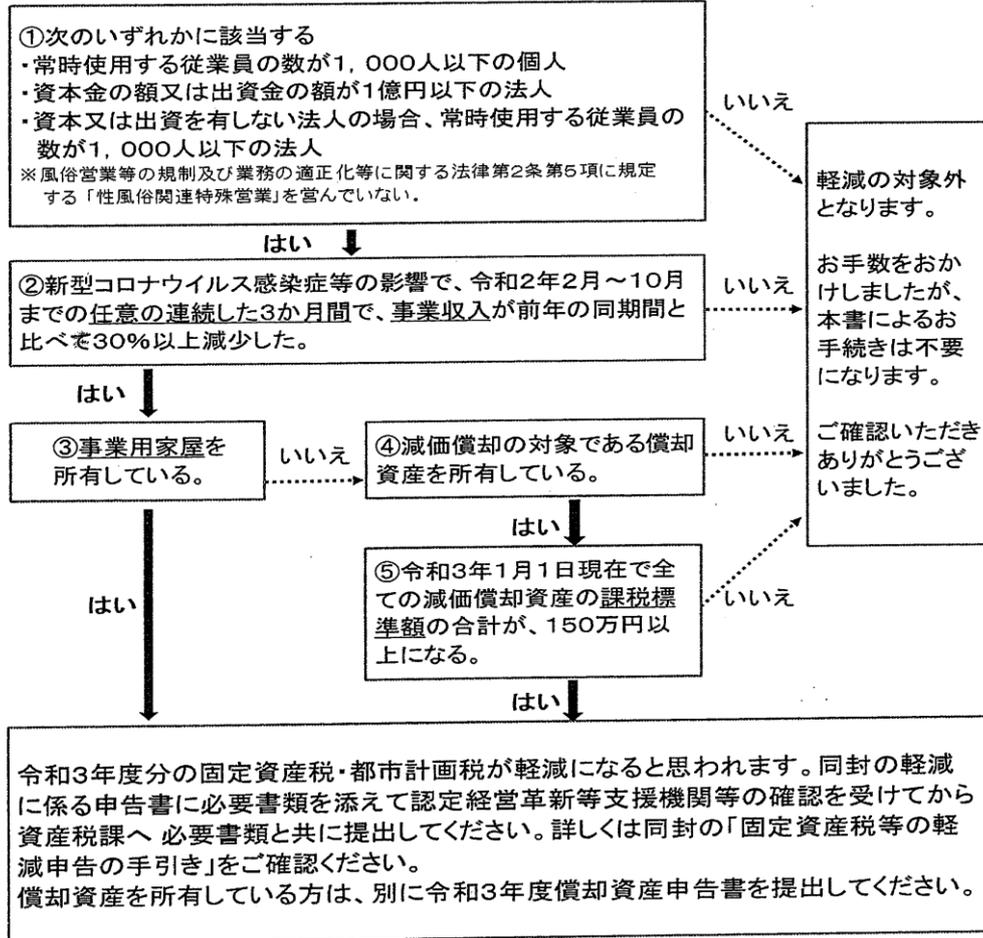
- ・ 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告（認定経営革新等支援機関等による確認を受けたもの。）の原本
- ・ 認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式（コピー可）
- ・ 特例対象資産一覧（軽減対象となる事業用家屋がある場合）

(6) 提出方法

- ・ 郵送（当日消印有効）
- ・ 電子（eLTAX）
- ・ 窓口

○中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税等の軽減措置の対象判定フロー図（大企業の子会社は対象外となる場合があります。）

次のフローを参考に、お手続きの要否をご確認ください。



<補足説明>

- ②に関して 「任意の連続した3か月間」の例：令和2年4月・5月・6月と平成31年4月・令和元年5月・6月など、連続していること。
 「事業収入」は、複数の事業を行っている場合や複数の店舗を持っている場合、その事業者が行う全ての事業に係る収入の合計額で比較します。（※事業規模や事業内容を変更した場合などは、軽減措置の対象にはなりません。）
- ③に関して 「事業用家屋」とは、法人税又は所得税において損金又は必要な経費に算入される家屋となります。一つの家屋について事業用部分とそれ以外の居住用部分が混在する場合、事業用部分が軽減対象となります。
- ⑤に関して 「課税標準額」は取得価格ではありません。次の計算式で資産1件ずつの評価額を算出し、それらの合計額を課税標準額としています。

$$\begin{aligned} \text{初年度 評価額} &= \text{取得価額} \times \left[1 - \frac{\text{減価率}}{2} \right] \\ \text{次年度以降 評価額} &= \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率}) \end{aligned}$$

減価率については国税庁ホームページ等でご確認ください。

★今月のニュース★



- ★富裕層の追徴課税最多 → 259 億円海外資産を積極調査
- ★バブル後高値更新 → 東証一時 2 万 5000 円回復
- ★「桜」前夜祭 2019 年 収支記載なし
- ★バイデン氏 勝利宣言
- ★社民党 事実上分裂 → 福島党首除き立憲へ
- ★コロナ 世界 5000 万人超え → 冬本格化で増加が加速
- ★鳥インフルエンザ はや猛威
- ★五輪追加経費 2000 億円 → 組織委試算 コロナ対策費含まず

オスプレイ来るな！日米共同訓練やめよ！

12月12日(土)・13日(日)

現地での抗議宣伝行動に参加を

宣伝場所：陸上自衛隊相馬原駐屯地 裏門
相馬原演習場 入口付近

時 間：12月12日(土) 午前10時～11時30分
12月13日(日) 午前10時～11時30分

主催：安保破棄 群馬県実行委員会

お問い合わせ：群馬県労働組合会議 ☎027-221-2093



■ ■ ■ お知らせ ■ ■ ■

- 個人事業者の方は12月31日が事業終了となりますので、必ず棚卸しを行って下さい。
- 確定申告の準備はお早めをお願いいたします。

§ 年末年始の休業日

2020年12月29日から2021年1月5日まで

※1月6日から通常業務となります。

一年間ご愛読ありがとうございました。
来年も皆様にお役に立てるようなニュースを作って行きたいと思っております。
ご意見、ご感想がございましたらお聞かせ下さい。
今後ともよろしくお願いいたします。

民法改正ニュース (4)

「連帯債務に関する見直し」

「連帯債務」とは、その目的が性質上可分であり、各債務者がそれぞれ債権者に対して、全部の履行をすべき債務をいいます。連帯債務者の一人について生じた事由の効力は、他の連帯債務者には及ばないのが民法上の原則で、これは**相対的効力の原則**と呼ばれています。

【問題の所在】

しかし、旧民法は**相対的効力の原則**をとりながら、連帯債務者の一人に、履行の請求、更改、相殺、免除、混同、時効の完成等の事由が生じた場合、その効力は他の連帯債務者にも及ぶ**（絶対的効力がある）**として、広く**例外**を認めていました。

例外（絶対的効力）を認めた結果、次のような問題が生じます。

- ・連帯債務者の1人に対する履行の請求があったとしても、他の連帯債務者は当然にはそのことを知らず、いつの間にか履行遅滞に陥っていたなどといった不測の損害を受けるおそれがあります。

【改正法の内容】

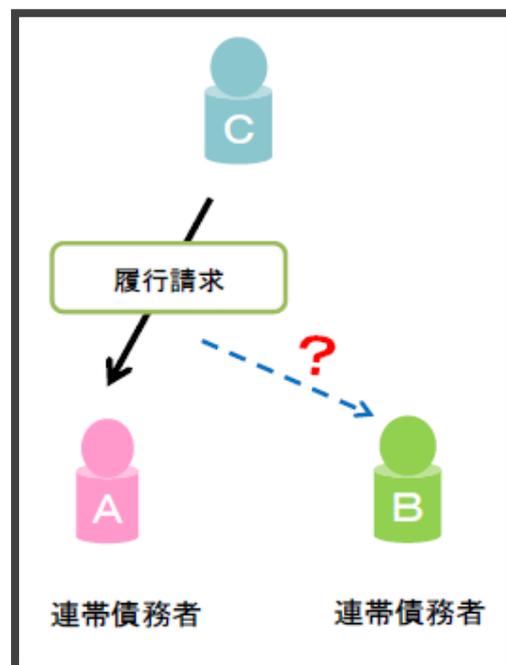
連帯債務の**絶対的効力**を**削減**しました

- ・連帯債務者の1人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。
- ・連帯債務者の1人についての免除、消滅時効の完成も、他の連帯債務者にも効力が生じない

※ただし、連帯債務者Aに生じても、他の連帯債務者Bに効力が生じない事由**（相対的効力）**に関し、債権者Cと連帯債務者Bにおいて連帯債務者Aにその事由が生じた場合。

→連帯債務者Bにもその効力が生ずる等という別段の意思を表示していた時は連帯債務者Aに生じた事由の連帯債務者Bに対する効力は、その意思に従う。

※連帯保証人についても、同様の改正。



参考：法務省 民法の一部を改正する法律（債権法改正）について
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

経営・金融サポートニュース

補助金、助成金のご案内です

各、補助金・助成金について、一覧にまとめました。ぜひ、ご活用ください。

市町村	補助金名	上限額	補助率	申請締切
国	持続化給付金	法 200 万円／個 100 万円		R3. 1/15
	家賃支援給付金	法 600 万円／個 300 万円		R3. 1/15
NHK	NHK受信料の減免	受信料 2 ヶ月分		R3. 3/31
群馬県	ニューノーマル創出支援事業補助金	15 万円	経費の 3/4	R3. 2/7
	群馬県テレワーク導入促進補助金	50 万円	経費の 1/4	R3. 3/3
安中市	安中市事業継続給付金	20 万円		R3. 3/26
大泉町	新型コロナウイルス感染症拡大防止事業	5 万円		R3. 3/31
甘楽町	甘楽町持続化給付金	20 万円		R3. 1/29
	甘楽町事業所感染防止対策支援	10 万円	10/10	R3. 1/29
渋川市	ワーケーション受入環境整備補助金	20 万円	経費の 2/3	R2. 12/25
	事業継続力強化計画策定助成金	10 万円		R3. 2/26
	飲食店が実施するテイクアウト、デリバリー及びキッチンカーによる営業を支援	50 万円	10/10	R3. 3/15
下仁田町	下仁田町中小事業者等持続化給付金	20 万円		R3. 2/26
	新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金	20 万円	経費の 10/10	R3. 3/31
昭和村	昭和村経営支援助成金	100 万円		R3. 1/29
館林市	中小企業者支援給付金	50 万円		R3. 1/15
	人材確保補助金	50 万円	10/10	R3. 3/31
	新しい生活様式対応型事業者支援補助金	10 万円	経費の 2/3	R3. 3/31
玉村町	新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金	25 万円	費用の 1/2	R3. 4/30
東吾妻町	小規模事業者持続化補助金	50 万円	2/3 以内	R2. 12/28
藤岡市	小規模事業者店舗等感染症対策支援補助金	5 万円	経費の 2/3	R3. 1/29
前橋市	ニューノーマル創出支援事業補助金	15 万円	経費の 3/4	R3. 3/23
	キッチンカー事業者支援補助金	15 万円	1/2	R3. 3/31
みなかみ町	みなかみ町特別持続化給付金	40 万円		R3. 3/15

※詳細については、各補助金、助成金のHPをご覧ください。

